

## 令和元年 9 月 26 日成田市規則第 25 号

### 成田市幼稚園等入園世帯援助費支給規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 号の規定により、施設等利用給付認定保護者のうち、経済的な理由によって、幼稚園等の利用に当たり支払うことが必要とされる費用の支払が困難と認められるもの及び多子世帯であるものに対し、幼稚園等を利用する施設等利用給付認定子どもに係る副食材料費の費用の一部として、幼稚園等入園世帯援助費（以下「入園世帯援助費」という。）を支給することにより、施設等利用給付認定子どもに係る教育及び保育の円滑な実施に資することを目的とする。

#### (用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園等 法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第 7 条第 10 項第 1 号に規定する認定こども園及び同項第 2 号に規定する幼稚園をいう。
- (2) 施設等利用給付認定保護者 法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (3) 施設等利用給付認定子ども 法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。

#### (支給対象者)

第 3 条 入園世帯援助費の支給を受けることができる者は、本市から法第 30 条の 5 第 1 項の規定による認定を受けた施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに掲げる世帯に属するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている者の属する世帯
- (2) 当該年度（4 月から 8 月までの間にあつては、前年度）において、施設等利用給付認定子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている施設等利用給付認定保護者、その配偶者及びそれら以外の扶養義務者（家計の主宰者である扶養義務者に限る。）の全ての者について算定した子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額が 77, 101 円未満の

世帯（前号に掲げる世帯を除く。）

- (3) 多子世帯（施設等利用給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合であって、第3子以降の者（負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者をいう。以下同じ。）に該当する者がいる世帯をいい、前各号に掲げる世帯を除く。以下同じ。）

（支給対象費用）

第4条 入園世帯援助費の支給の対象となる費用は、幼稚園等を利用する施設等利用給付認定子どもに係る副食材料費（多子世帯にあつては、第3子以降の者に係る副食材料費の費用に限る。以下「副食材料費」という。）とする。  
（支給額等）

第5条 入園世帯援助費の支給額は、施設等利用給付認定子ども1人につき、副食材料費に係る実支出額と月額4,500円とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 入園世帯援助費の支給時期は、市長が別に定める。

（支給の申請）

第6条 入園世帯援助費の支給を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、幼稚園等入園世帯援助費支給申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する施設等利用給付認定保護者は、同項の規定による申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、これらの添付書類を省略させることができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当することを証する書類

(2) 副食材料費に係る領収書

（支給の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、入園世帯援助費の支給の可否を決定し、幼稚園等入園世帯援助費支給決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、入園世帯援助費の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、入園世帯援助費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により入園世帯援助費の支給の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入園世帯援助費の支給に過払が生じることとなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に入園世帯援助費が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

(報告等)

第10条 市長は、入園世帯援助費の支給に関し必要があると認めるときは、施設等利用給付認定保護者に対し、入園世帯援助費の支給に必要な範囲内で報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

[別記様式 略]